

## 尼崎市に平和無防備条例をめざす会

# 学習会「地方分権と自治体の平和力」

講師：在間秀和さん（弁護士）

日時 2月29日（金）

午後6時30分～ビデオ上映「平和をつくる無防備地域宣言2」  
7時～学習会

場所 小田地区会館（大会議室）

資料代500円



（JR 尼崎駅南に徒歩5分）

当選したばかりの橋下徹大阪府知事は、岩国市が06年に行った空母艦載機移転についての住民投票を批判し、「国政の防衛政策に地方自治体が異議を差し挟むべきでない」などと語りました。これに対して井原岩国市長は「大阪でこういう問題が起きれば、国策だから府民の声は聞かないということなのか」と反論しました。私たちはどちらの首長を支持できるのでしょうか。

もし、尼崎に軍事施設を置き、軍事都市としての役割を押しつけられるとしたら、尼崎市として拒否できるのでしょうか。答えは「イエス」です。その根拠は日本国憲法92条の地方自治の本旨にあります。住民自治の原則こそ民主主義の政治に不可欠なはずです。その実例として岩国市や住民ぐるみの基地撤去闘争を闘った沖縄読谷村があります。自治体こそ住民の平和な暮らしと安全を守る主体となれるのです。

尼崎市に平和無防備条例をめざす会の第2回目の学習会は「自治体の平和力」をテーマにします。講師は西宮市無防備条例の請求代表者で弁護士の在間秀和さんです。みなさんぜひ参加してください。



2007年9月札幌市の条例制定運動から

賛同金・カンパは、下記口座にて受け付けています。  
振込口座 「尼崎市に平和無防備条例をめざす会」  
尼崎信用金庫 西武庫支店 019-4012713  
（恐れ入りますが、振込手数料もご負担願います）

## 尼崎市に平和無防備条例をめざす会

ブログ <http://peacewave.blog10.fc2.com/> 連絡先 090-3626-1514（高島）06-6499-5008（近藤）